

台風等異常気象時における生徒の登下校について

1 暴風警報が発表された場合の措置

- (1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表されている場合（本校は「刈谷市」で「西三河南部」の区域に属する。）
- ア 始業時刻2時間前（午前6時50分）までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
 - イ 始業時刻2時間前から午前11時まで警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
 - ウ 午前11時以降警報が継続されている場合は、授業を行わない。

上記、ア、イの場合、道路の冠水、河川の増水等により登校が危険なときや、交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。居住地または通学経路地域に暴風警報が継続されている場合も同様とする。

- (2) 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から暴風警報が発表された場合
- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等を判断して生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
 - イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

2 特別警報が発表された場合の措置

- (1) 生徒の登校する以前に、名古屋地方気象台から居住地、通学経路および本校に特別警報が発表されている場合（本校は「刈谷市」で「西三河南部」の区域に属する。）
- ア 登校させない。
 - イ 特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報収集に努め、生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。（出校については本校のホームページ等で授業の再開の連絡があるまで登校してはいけない。）
- (2) 生徒の登校後に、名古屋地方気象台から特別警報が発表された場合
- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
 - イ 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係わる情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

3 暴風警報または特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合の措置

名古屋地方気象台から発表された注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業を中止する場合があります。